

株主各位

東京都品川区大崎一丁目20番3号

(本社事務所)

東京都文京区大塚三丁目20番1号

株式会社夢テクノロジー

代表取締役社長 佐藤 眞吾

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年12月17日（火曜日）午後6時までにご到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年12月18日（水曜日）午前9時30分
2. 場 所 東京都文京区大塚三丁目11番6号
大塚三丁目ビル6階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 第25期（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使等についてのご案内】

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正するが生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.yume-tec.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(自 平成24年10月1日)
(至 平成25年9月30日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は、昨年12月の政権交代による経済政策の転換、いわゆる「アベノミクス」による円安・株高などを背景に自律的回復に向けた動きが強まり、全体として景気拡大傾向で推移いたしました。

一方、米国経済は本格的な回復基調に向かっているものの、量的金融緩和政策の出口戦略が明確に示されず、また、依然として欧州諸国での財政問題や新興国での景気減速が続くなど、世界経済全体は先行き不透明な状況が続いております。

当社の顧客企業が属する自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、円安傾向による輸出環境の改善に伴い、一部業種や一部地域では、リーマンショック以降続いてきた人材派遣の実稼働者数の減少傾向は底を打ちつつあります。

また、情報系エンジニアの派遣先となるIT業界においては、ビッグデータ市場の拡大等により、各企業のデータセンター等の設備投資が増加しており、情報系エンジニア派遣の需要が高まってきております。

このような事業環境の下、国内外の経済環境の今後を注視しつつ原点に立ち返り、現状の労働市場における顧客企業や求職者のニーズを見極め、付加価値の高い人材サービスを提供することで、よりニーズに沿った人材サービスの提供に努めてまいりました。また、余剰資金の一部を復興需要により成長が見込まれる株式への投資をすることにより効率的な資金運用を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高3,530百万円（前期比5.8%減）、営業利益276百万円（前期比10.8%増）、経常利益428百万円（前期比58.1%増）、当期純利益463百万円（前期比81.6%増）となりました。

セグメント別の業績の状況を示すと次のとおりであります。

(エンジニアアウトソーシング事業)

エンジニアアウトソーシング事業につきましては、主要顧客である自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、円安傾向による輸出環境の改善に伴い、一部業種や一部地域では、リーマンショック以降続いてきた人材派遣の実稼働者数の減少傾向は底を打ちつつあります。このような事業環境の下、現状の労働市場における顧客企業や求職者のニーズを見極め、付加価値の高い人材サービスの提供に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は2,957百万円（前期比8.0%減）となり、セグメント利益は210百万円（前期比4.2%減）となりました。

(N&Sソリューション事業)

ビッグデータ市場の拡大を背景に、各企業のデータセンター等の設備投資が増加しており、情報系エンジニア派遣の需要が高まってきております。このような事業環境の下、ネットワーク分野の技術者を積極的に採用してまいりました。

以上の結果、売上高は573百万円（前期比14.5%増）となり、セグメント利益は66百万円（前期比70.8%増）となりました。

(ビジネスソリューション事業)

前事業年度より事業活動を停止しております。

そのため、売上高の発生はありませんでした。（前期の売上高30百万円、セグメント損失8百万円）

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度に、運転資金として、金融機関より短期借入金50百万円、長期借入金100百万円の調達を実施しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はございません。

(8) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第22期 平成22年9月期	第23期 平成23年9月期	第24期 平成24年9月期	第25期 平成25年9月期
売 上 高	4,290,183	4,196,658	3,746,870	3,530,939
営 業 利 益	256,723	125,101	249,961	276,871
経 常 利 益	256,204	125,974	270,977	428,524
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 (△)	219,689	△178,093	255,431	463,957
1株当たり当期純利益または 当 期 純 損 失 (△) (円)	3,879.52	△3,134.68	4,473.02	8,122.49
総 資 産	2,268,404	2,079,782	2,433,347	2,814,332
純 資 産	1,423,646	1,260,494	1,475,869	1,854,042
1株当たり純資産額(円)	25,140.32	22,075.22	25,783.03	32,458.72

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は株式会社夢真ホールディングスであり、同社は当社の発行済株式の79.71%を保有しております。また、当社は親会社から兼務役員、出向者の派遣を受けております。

②子会社の状況

該当事項はございません。

(10) 対処すべき課題

①営業力の強化

当社の主要事業であるエンジニアアウトソーシング事業では、継続して成長していくために、適正な能力を有した技術者を、適正な価格でマッチングするための強力な営業部門が必要です。

営業力の強化という課題に対して、当社は営業部門に目標達成度合によって報酬を決定する、成果主義を徹底しております。それにより、士気が高く、一人一人が目標達成に向けて戦略的に行動する強い営業部門の構築に努めております。

今後は、株式会社夢真ホールディングスグループ全体での技術者情報・顧客情報の共有を図ることで、営業活動の効率化を図ってまいります。

②採用の強化

当社の主要事業であるエンジニアアウトソーシング事業における売上高の増加には、技術者数の増加が必要不可欠となります。そのため、現状で技術者派遣へのニーズが高い自動車業界を中心とする輸送用機器分野等の製造業における技術者およびIT業界に対応できる技術者について、新卒・中途共に積極的な採用活動を展開してまいります。

(11) 主要な事業内容（平成25年9月30日現在）

①エンジニアアウトソーシング事業

設計、開発、評価、品質保証、生産技術、メンテナンス等

②N&Sソリューション事業

ソフトウェアの開発・販売ならびにネットワークエンジニアの人材派遣業

③ビジネスソリューション事業

パッケージソフト販売、ソフトウェア受託開発、各種コンサルティング等

(注) 前事業年度より事業活動を停止しております。

(12) 主要な営業所（平成25年9月30日現在）

①本 社 東京都文京区大塚三丁目20番1号
吉田ビル5階

（登記上の本店所在地 東京都品川区大崎一丁目20番3号）

②営業の拠点

拠 点	
名 称	所 在
大崎オフィス 厚木オフィス 名古屋支店 大阪支店 京都オフィス 広島支店 福岡支店	東京都品川区 神奈川県厚木市 名古屋市中区 大阪市中央区 京都市下京区 広島市中区 福岡市博多区
計 7 拠点	

(13) 主要な借入先（平成25年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社商工組合中央金庫	130百万円
株式会社東京都民銀行	95百万円

(14) 利益配分に関する基本方針および当期の配当

当社は、事業の安定成長により、1株当たり利益の向上を図ることを中長期的な経営課題と位置づけております。利益配分につきましては、財務基盤の強化と、将来の事業拡大のための内部留保の蓄積を図ることを最優先とする方針とさせていただきます。

この方針の下、2011年5月の親会社の変更を期に、営業拠点の統廃合、管理部門業務の一元化など、経営資源の効率化を図り、併せて営業力の強化を進めてまいりました。

その結果、当期の配当金につきましては、業績の回復に一定の目途が立ったと判断し、中間配当金として1株当たり2,000円を実施し、期末配当金として1株当たり6,000円を予定しております。

また、次期の配当につきましては、中間配当金として1株当たり2,000円、期末配当金として1株当たり2,000円を予定しております。

(15) 従業員の状況（平成25年9月30日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
629名	15名減	33.3歳	5.7年

- (注) 1. 従業員数は、受入出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であります。
2. 従業員数には、パートタイマー等は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成25年9月30日現在）

- | | | |
|--------------|------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 224,496株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 57,120株 |
| (3) 株主数 | | 2,123名 |
| (4) 大株主の状況 | | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社夢真ホールディングス	45,534	79.71
夢テクノロジー従業員持株会	1,136	1.98
マネックス証券株式会社	541	0.94
日本証券金融株式会社	248	0.43
株式会社SBI証券	236	0.41
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	194	0.33
山本 英明	188	0.32
岡本 章	142	0.24
藤澤 謙二	117	0.20
相曾 述宏	115	0.20

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成25年9月30日現在)

該当事項はございません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成25年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 眞 吾	株式会社夢真ホールディングス代表取締役会長兼社長
取締役副社長	金子 壮太郎	エンジニアリング事業本部本部長
常務取締役	川下 敏 久	人材開発本部本部長兼エンジニアリング事業本部 N&Sソリューショングループ長
取 締 役	佐藤 大 央	営業企画本部 本部長 株式会社夢真ホールディングス取締役管理本部本部長
監 査 役	田 中 義 男	常勤監査役
監 査 役	松 本 幸 夫	株式会社夢真ホールディングス監査役
監 査 役	横 山 彰 彦	

- (注) 1. 監査役松本幸夫および監査役横山彰彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 2. 平成24年12月17日付けで取締役の地位を次のとおりに変更しております。
 川下敏久は、取締役から常務取締役に就任しました。
 3. 当社は、横山彰彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当	重要な兼職の状況
丸 山 直 樹	平成24年12月17日	任期満了	代表取締役会長	
片 野 裕 之	平成24年12月17日	任期満了	仮監査役	株式会社夢真ホールディングス財務経理部次長

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	3名	19,930千円
監 査 役 (うち社外監査役)	1名 (1名)	2,000千円 (2,000千円)
合 計	4名	21,930千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成23年12月14日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与除く。）とすることを決議しております。
 監査役の報酬限度額は平成23年12月14日開催の定時株主総会において年額12,000千円以内とすることを決議しております。
 2. 当事業年度末日現在の取締役は4名、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名および監査役が2名存在しているためであります。
 3. 上記のほか、社外役員が当社親会社から受けた役員としての報酬等の総額は1名分2,400千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役松本幸夫は株式会社夢真ホールディングスの監査役を兼務しております。なお、株式会社夢真ホールディングスは当社の親会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (12回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
監査役 松本幸夫	12	100.0	13	100.0
監査役 横山彰彦	10	100.0	10	100.0
仮監査役 片野裕之	2	100.0	3	100.0

- (注) 1. 監査役横山彰彦の出席回数および出席率は、監査役に就任した平成24年12月17日以降のものであります。同日以降に開催された回数は取締役会10回、監査役会10回であります。
2. 仮監査役片野裕之の出席回数および出席率は、退任する平成24年12月17日までのものであります。同期間までに開催された回数は、取締役会2回、監査役会3回であります。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

・発言状況

監査役松本幸夫は、取締役会および監査役会の全てに出席し、豊富な経験に基づく経営者の観点から、議案・審議等につき適宜意見を積極的に述べておりました。

監査役横山彰彦は、平成24年12月17日の就任後に開催された、取締役会および監査役会の全てに出席し、豊富な経験に基づく経営者の観点から、議案・審議等につき適宜意見を積極的に述べておりました。

仮監査役片野裕之は平成24年12月17日に退任するまでに開催された、取締役会および監査役会の全てに出席し、財務・経理で長年培ってきた豊富な経験に基づく観点から、議案・審議等につき適宜意見を積極的に述べておりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

平成18年12月20日開催の第18期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

[社外取締役および社外監査役の責任限定契約]

会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定についての概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引等に関しては、取締役会の決議を要する。

取締役会における決議、報告に関しては、法令および定款に適合することを確認するものとする。

取締役は、コンプライアンス、適切なリスク管理のための取組み状況につき、必要に応じて取締役会に報告する。また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報・文章（以下、職務執行情報という。）の取扱いは、文章管理規程等に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

代表取締役社長は上記事項について責任者となるものとし、管理本部長はこれを補佐するものとして、必要があれば取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに担当取締役および担当部署に通報される体制を構築する。

リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、関連する個別規程（債権管理規程、経理規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備に努める。

大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を図り、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる。代表取締役社長不在時に対策本部長職を執る対策本部長選任順位をあらかじめ定めておく。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、基本理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているかについて業務報告を通じ定期的に検査を行う。

取締役会は、定期的を開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。

取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

取締役会の決定に基づく職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各ラインの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

管理本部長を責任者とし、法令および定款の遵守をするとともに、必要な規程等を整備する。

法令および定款に違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案が管理本部長を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

職務権限を整備し、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。

代表取締役社長は、コンプライアンス推進室を直轄する。コンプライアンス推進室は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。

各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

(6) 当社と親会社および子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の親会社およびその子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実等について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めるものとする。

当社は、親会社およびその子会社等から通常当社が行う条件等に比して許容できない範囲の不適切な取引又は会計処理を求められた場合には、担当部署はこれを拒絶するものとし、当該案件について担当役員を通じ取締役会に報告する。

当社と親会社およびその子会社等との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査担当は親会社の監査担当部署と十分な情報交換を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとし、評価については、監査役の意見を聴取するものとする。

(9) 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用者は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、当該事実を速やかに報告しなければならない。

取締役および使用者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、管理本部長を責任者としてコンプライアンス推進室長とともに監査体制の実効性を高めていくこととする。

監査の実効性の確保に関しては、各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

(11) 反社会的勢力に対する体制の整備

①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体ならびに個人とは一切の関係をもたず、不当要求事案等が発生した場合には、顧問弁護士等と連携の上、毅然とした態度で対応するものとする。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・対応部門

管理本部を対応部門とし、事案により各部門・部署が対応する。

- ・外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士や所轄警察署等と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備している。

- ・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っている。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行う。また内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(注) 本事業報告の記載は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	2,492,468	【流動負債】	523,031
現金及び預金	1,877,716	1年内返済予定の長期借入金	60,000
受取手形	9,771	未払金	34,104
売掛金	443,014	未払費用	200,405
前払費用	58,040	未払法人税等	37,330
立替金	3,398	未払消費税等	19,660
繰延税金資産	84,706	預り金	50,130
未収入金	14,385	賞与引当金	120,261
預け金	3	その他	1,137
その他	1,478	【固定負債】	437,259
貸倒引当金	△47	長期借入金	165,000
【固定資産】	321,864	退職給付引当金	270,069
【有形固定資産】	12,611	その他	2,189
建物	3,102	負債合計	960,290
工具器具備品	9,509	純資産の部	
【無形固定資産】	15,475	【株主資本】	1,863,001
ソフトウェア	14,841	【資本金】	869,650
その他	634	【資本剰余金】	346,606
【投資その他の資産】	293,777	資本準備金	189,825
投資有価証券	263,784	その他資本剰余金	156,781
敷金及び保証金	28,471	【利益剰余金】	646,744
その他	1,521	その他利益剰余金	646,744
		繰越利益剰余金	646,744
		【評価・換算差額等】	△8,959
		その他有価証券評価差額金	△8,959
資産合計	2,814,332	純資産合計	1,854,042
		負債・純資産合計	2,814,332

損 益 計 算 書

(自 平成24年10月1日)
(至 平成25年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,530,939
売 上 原 価	2,705,639
売 上 総 利 益	825,299
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	548,427
営 業 利 益	276,871
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	247
受 取 配 当 金	6,629
投 資 有 価 証 券 売 却 益	129,532
投 資 事 業 組 合 運 用 益	11,788
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	94
助 成 金 収 入	7,470
そ の 他	2,244
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,047
債 権 売 却 損	1,016
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,285
そ の 他	1,003
経 常 利 益	428,524
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,142
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,427
訴 訟 関 連 損 失	10,539
税 引 前 当 期 純 利 益	419,700
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	40,845
法 人 税 等 調 整 額	△85,102
当 期 純 利 益	463,957

株主資本等変動計算書

(自 平成24年10月1日)
(至 平成25年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰余金	そ の 他 利益剰余金	
				繰 越 利益剰余金	
平成24年10月1日 期首残高	869,650	189,825	156,781	297,027	1,513,284
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	△114,240	△114,240
当期純利益	-	-	-	463,957	463,957
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	349,717	349,717
平成25年9月30日 期末残高	869,650	189,825	156,781	646,744	1,863,001

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成24年10月1日 期首残高	△40,557	3,142	1,475,869
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△114,240
当期純利益	-	-	463,957
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	31,598	△3,142	28,456
事業年度中の変動額合計	31,598	△3,142	378,173
平成25年9月30日 期末残高	△8,959	-	1,854,042

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具器具備品 3年～15年

無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用） …………… 社内における利用可能期間（5年）による定額法
リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用 …………… 均等償却（償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準）

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度末の負担額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

4. その他

消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

5. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額 56,979千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	57,120	—	—	57,120

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年4月30日取締役会	普通株式	114,240千円	2,000円	平成25年3月31日	平成25年5月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年12月18日定時株主総会	普通株式	342,720千円	6,000円	平成25年9月30日	平成25年12月19日

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	45,711千円
未払社会保険料	6,399千円
未払事業税	4,176千円
繰越欠損金	178,740千円
退職給付引当金	96,252千円
その他有価証券評価差額金	3,193千円
減価償却超過額	412千円
その他	1,653千円
繰延税金資産小計	336,540千円
評価性引当額	△251,438千円
繰延税金資産合計	85,102千円

(リース取引関係)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両および事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、市場環境、長期・短期のバランス、中期計画書等を勘案し、必要な資金を調達しております。

資金運用につきましては、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性の高い金融商品で運用を行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。当該借入金に係る金利は、すべての借入について固定金利で調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は債権管理規程等に沿って、定期的に取り先ごとに残高の管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、四半期ごとに時価や市況、発行体（主として取引先企業）の財務状態等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は管理本部が定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定レベルに維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2.をご参照下さい。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,877,716	1,877,716	—
(2) 受取手形	9,771		
貸倒引当金 (※)	0		
	9,771	9,771	—
(3) 売掛金	443,014		—
貸倒引当金 (※)	△44		—
	442,970	442,970	—
(4) 未収入金	14,385	14,385	—
(5) 預け金	3	3	—
(6) 投資有価証券	263,784	263,784	—
(7) 敷金及び保証金	28,471	28,350	121
資産計	2,637,104	2,636,983	121
(1) 一年内返済予定の長期借入金	60,000	60,000	—
(2) 未払金	34,104	34,104	—
(3) 未払費用	200,405	200,405	—
(4) 未払法人税等	37,330	37,330	—
(5) 長期借入金	165,000	161,409	3,590
負債計	496,840	493,249	3,590

※ 受取手形、売掛金に含まれる貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金、(5) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(7) 敷金及び保証金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 一年内返済予定の長期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(6) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,877,716	—	—	—
受取手形	9,771	—	—	—
売掛金	443,014	—	—	—
未収入金	14,385	—	—	—
預け金	3	—	—	—
敷金及び保証金	12,069	16,402	—	—
合計	2,356,960	16,402	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	60,000	165,000	—	—
合計	60,000	165,000	—	—

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

計算書類提出会社の親会社および主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 夢真 ホール ディング ス	東京都 文京区	805,147	建築技 術者派 遣事業	(被所有) 直接79.71	役員の兼任	被債務保証 (注)	225,000	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 銀行からの借入に対して、親会社である株式会社夢真ホールディングスから債務保証を受けております。なお、当社は当該被債務保証について保証料の支払および担保提供を行っておりません。また、取引金額は被債務保証の期末残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関係会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社夢真ホールディングス（JASDAQ スタンダードに上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はございません。

(1株当たり情報)

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 32,458円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8,122円49銭 |

(重要な後発事象)

該当事項はございません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△265,634千円
(2) 未認識数理計算上の差異	△4,435千円
(3) 退職給付引当金（(1) + (2)）	<u>△270,069千円</u>

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	33,657千円
(2) 利息費用	1,463千円
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	△4,050千円
(4) 退職給付費用（(1) + (2) + (3)）	<u>31,071千円</u>

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	0.6%
(3) 数理計算上の差異の処理年数	5年

(発生の翌事業年度から定率法により費用処理することとしております。)

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年11月11日

株式会社夢テクノロジー
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 高木 快雄 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大塚 尚吾 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社夢テクノロジーの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス推進室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年11月15日

株式会社夢テクノロジー監査役会

常勤監査役 田中義男 ㊟

監査役
(社外監査役) 松本幸夫 ㊟

監査役
(社外監査役) 横山彰彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6,000円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は342,720,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年12月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を受け、平成25年11月18日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、発行可能株式総数の変更および単元株式数の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更し、変更案第7条（単元株式数）および変更案第8条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

(2) 条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

(3) 現行定款第6条の変更、変更案第7条および第8条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>224,496</u>株とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>22,449,600</u>株とする。 (<u>単元株式数</u>)</p> <p><u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u> (<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第7条～第42条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第9条～第44条 (現行どおり) 附 則</p> <p><u>第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成26年4月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役4名は、本総会終結をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の充実・強化を図るため2名増員し、新たに6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
1	さとう しんご 佐藤 眞 吾 (昭和22年3月14日)	昭和43年4月 昭和45年5月 昭和55年1月 平成2年10月 平成17年4月 平成17年8月 平成23年6月	信越金属工業株式会社 入社 個人にて佐藤建築設計事務所創業 有限会社佐藤建築設計事務所設立 代表取締役社長 株式会社夢真に組織変更および商号変更 代表取締役社長 株式会社夢真ホールディングスに商号変更 代表取締役会長 同社 代表取締役会長兼社長 (現任) 当社 代表取締役社長 (現任)	一株
2	かね こ そうたろう 金子 壮太郎 (昭和47年4月11日)	平成7年11月 平成8年6月 平成11年3月 平成14年8月 平成18年3月 平成23年8月 平成23年10月 平成24年4月	株式会社ハイテック 入社 同社 甲府営業所所長 当社 入社 当社 関東支店支店長 当社 さいたま支店支店長 当社 東日本アウトソーシンググループ 第1チーム長 当社 エンジニアリング事業本部長 (現任) 当社 取締役副社長 (現任)	5株
3	かわした としひさ 川下 敏 久 (昭和42年6月8日)	昭和61年3月 昭和62年10月 平成7年4月 平成9年3月 平成10年4月 平成11年1月 平成12年4月 平成16年10月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年10月 平成23年6月 平成23年11月 平成24年7月 平成24年12月	日立マクセル株式会社 入社 有限会社コスモエンジニアリング 入社 株式会社ハイテック 入社 同社 刈谷営業所 所長 株式会社アプロ (株式会社ハイテックが分社後商号変更) 次長 当社 入社 営業推進室長 当社 横浜支店支店長 当社 T&Mセンター センター長 当社 事業開発本部 GETグループ長 当社 管理本部 能力開発部 部長 当社 エンジニアリング事業本部 N&Sソリューショングループ長 当社 取締役 当社 人材開発本部本部長 (現任) 当社 エンジニアリング事業本部 N&Sソリューショングループ長 (現任) 当社 常務取締役 (現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
4	さとう だいお 佐藤 大央 (昭和58年11月25日)	平成18年4月 平成22年4月 平成22年7月 平成22年12月 平成23年6月 平成24年6月 平成24年11月	野村不動産株式会社 入社 株式会社夢真ホールディングス 入社 株式会社夢真メディカルサポート 取締役 株式会社夢真ホールディングス 取締役 当社 取締役管理本部 本部長 当社 取締役営業企画本部 本部長 (現任) 株式会社夢真ホールディングス 取締役 管理本部本部長 (現任)	一株
※ 5	もとやま さいちろう 本山 佐一郎 (昭和24年3月28日)	昭和47年4月 昭和62年11月 平成2年6月 平成4年4月 平成5年5月 平成8年12月 平成10年6月 平成12年4月 平成14年9月 平成15年6月 平成17年10月 平成18年6月 平成18年12月 平成22年4月	国際証券株式会社(現三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社) 入社 コクサイヨーロッパ 出向 同社 北九州支店長 同社 第二事業法人部長 同社 京都支店長 同社 公共法人部長 同社 執行役員 総務部兼人事部長 同社 執行役員 名古屋・大阪事業法人資金運用担当兼事業法人資金運用部長 三菱証券株式会社 執行役員 中日本エリア担当兼名古屋支社長 同社 常務執行役員 人事部・総務部担当 三菱UFJ証券 常務執行役員 人事部・総務部担当 MUSファシリティーサービス株式会社 取締役社長 いちよし証券株式会社 執行役常務 法人営業本部長 タワー証券 常任顧問	一株
※ 6	おおはら ともひこ 大原 智彦 (昭和49年5月9日)	平成12年4月 平成17年1月 平成22年4月 平成25年9月	株式会社野村総合研究所入社 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社 入社 株式会社企業再生支援機構(現地域経済活性化支援機構) 入社 株式会社夢真ホールディングス 入社	一株

- (注)
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 各候補者と当社に特別な利害関係はありません。
 - 本山佐一郎氏は、社外取締役候補者であります。
 - 本山佐一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経験に基づく経営者の観点から、当社の経営に活かしていただくためであります。
 - 本山佐一郎氏は、東京証券証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 佐藤真吾氏、佐藤大央氏、大原智彦氏の過去5年間および現在の当社の親会社である株式会社夢真ホールディングスにおける業務執行者としての地位および担当は「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

以上

第25期定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都文京区大塚三丁目11番6号
大塚三丁目ビル6階 会議室



〈交通のご案内〉

地下鉄

丸ノ内線 茗荷谷駅 1番出口 (徒歩10分)

有楽町線 護国寺駅 3番出口 (徒歩10分)